官報
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔政　令〕
○規制改革推進会議令の一部を改正する政令（三四三）　二
○独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法施行令の一部を改正する政令（三四四）　二
○電波法施行令の一部を改正する政令（三四五）　二
〔省　令〕
○消費生活協同組合法施行規則の一部を改正する省令（厚生労働一五二）　三
〔法規的告示〕
○消費生活協同組合法施行規程の一部を改正する件（厚生労働三八三）　六
○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第五項から第七項までの規定により厚生労働大臣が指定する高度管理医療機器、管理医療機器及び一般医療機器の一部を改正する件（同三八四）　六
○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律関係手数料令第十二条第一項第一号イ(1)の規定に基づき特別の注意を要するものとして厚生労働大臣の指定する高度管理医療機器の一部を改正する件（同三八五）　六
○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則別表第四の二の規定により厚生労働大臣が指定する医療機器の一部を改正する件（同三八六）　六
〔その他告示〕
○道路に関する件（九州地方整備局一〇四～一〇六）　七
〔国会事項〕　七
〔人事異動〕
内閣　財務省　七
〔皇室事項〕　八
〔官庁報告〕
労　働
最低賃金の改正決定に関する公示（宮城労働局最低賃金公示三、島根同三、山口同二）　八
原戸籍の一部が滅失した件（法務省告示配一七五）　八
〔公　告〕
諸事項
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、特別清算、再生、所有者不明関係
会社その他

本号で公布された法令のあらまし

◇規制改革推進会議令の一部を改正する政令（政令第三百四十三号）（内閣府本府）

1　委員の任期

規制改革推進会議の委員の任期を任命の日の属する年の翌々年の七月三十一日までに改める。（本則関係）

2　施行期日等

(1)　この政令は、公布の日から施行する。（附則第一項関係）

(2)　この政令による改正後の任期規定は、この政令の施行後に任命される委員から適用する。（附則第二項関係）

◇独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法施行令の一部を改正する政令（政令第三百四十四号）（国土交通省）

1　独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法第十三条第二項第一号の政令で定める給付金として、空港アクセス鉄道整備費利子補給金を追加する。（第四条関係）

2　この政令は、公布の日から施行する。（附則関係）

◇電波法施行令の一部を改正する政令（政令第三百四十五号）（総務省）

1　第二級陸上特殊無線技士等の行い、又はその監督を行うことができる無線設備の操作の範囲を拡大する。（第三条関係）

2　施行期日等

(1)　この政令は、公布の日の翌日から施行する。（附則第一項関係）

(2)　この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。（附則第二項関係）